

短期経理・介護保険の 「財源率」

短期 給付

(医療給付)

昨年度と変更ありません

標準報酬制となった平成27年度以降、組合員数および標準報酬月額につきましては、大幅な増減はなく推移しており、掛金・負担金等の収入は昨年度と同程度を見込んでいます。一方、支出は、医療費が依然高止まりの傾向にあり、高齢者医療制度への拠出金等についても引き続き高い水準で推移しています。その中でも前期高齢者納付金が今年度、約29億1千万円と対前年で12億4千万円余りの急激な増加となりました。これにより、短期給付の財源率※1を昨年と同様の95.04%と設定した場合、収支は**約9億8千万円の損失金が生じる見込み**となります。しかしながら、ここ数年、給与改定等の影響により利益金が生じており、短期積立金があることから**今年度はこの積立金を活用し財源率を据え置き**することといたします。

高齢者医療制度への拠出金につきましては、下図にもあるとおり短期経理財源率のほぼ半分を占めており、急激な増減は短期財政に大きな影響を与えます。先述のとおり今年度は約10億円の損失金が見込まれています。高齢者医療制度への拠出金が来年度以降も同程度で推移した場合、短期積立金は枯渇してしまい**財源率の引き上げが避けられない状況**となります。

今回、前期高齢者納付金がこのように増加した要因の一つには、前期高齢者の方(65歳から74歳)の医療費増加があげられます。組合員および被扶養者の皆様におかれましては、**今一度日頃からの健康管理を心がけていただくとともに、特定健康診査・特定保健指導や当組合の健康サポート事業、ジェネリック医薬品等を積極的にご活用いただき、医療費の削減にご協力いただきますようお願い申し上げます。**

※1 財源率とは、標準報酬の月額や標準期末手当等の額に対する掛金率(組合員が負担)と負担金率(地方公共団体が負担)を合わせた率です。

令和2年度

基本保険料率と 特定保険料率

標準報酬の月額・標準期末
手当等の額に係る率

掛金率	基本保険料率 ※2	18.69%
	特定保険料率 ※3	28.83%
	計	47.52%
負担金率	基本保険料率 ※2	18.69%
	特定保険料率 ※3	28.83%
	計	47.52%
短期経理財源率(合計)		95.04%

※2 基本保険料率とは、組合員と被扶養者の医療給付に充てるための財源率です。

※3 特定保険料率とは、高齢者医療制度への拠出金に充てるための財源率です。

介護 保険

1.42%引き上げとなります

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護納付金の算定方法の一部に総報酬割(報酬総額に比例した負担)が取り入れられ、平成29年8月以降、この負担割合は段階的に引き上げられることになっています。今年度はその負担割合が変更となる年であることから、介護納付金は対前年で約8千万円増加の約9億1千3百万円となることを見込まれています。このことから**財源率の引き上げが避けられない状況**となっており、**今年度は1.42%引き上げの16.20%**といたします。